



2025 年 4 月 14 日

各 位

会社名 株 式 会 社 松 屋
代表者 代表取締役社長執行役員 古屋 毅彦
(コード番号 8237 東京証券取引所プライム市場)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL. 代表 03-3567-1211)

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)の導入(更新)に係る 基本方針の株主総会への付議について

当社は、2022 年 5 月 26 日開催の第 153 期定時株主総会において、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の内容を決定するための議案をご承認いただき（以下、当該基本方針を「現買収防衛策基本方針」といいます。）、これに基づき、同日開催の取締役会において、現買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「現プラン」といいます。）の導入（更新）を決議しました。現買収防衛策基本方針および現プランの有効期間は、いずれも上記定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、2025 年 5 月 29 日開催予定の当社第 156 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

現買収防衛策基本方針および現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2025 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、以下のとおり、現買収防衛策基本方針を改定し、当社定款第 48 条に基づき新たな買収防衛策基本方針を定めること（以下、現買収防衛策基本方針を改定したものを「本買収防衛策基本方針」といいます。）を内容とする議案を本定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本買収防衛策基本方針は、その基本的な内容は現買収防衛策基本方針と同一とな

っております。

また、本買収防衛策の有効期間は、「経営計画『Global Destination』となることを目指して」の第1フェーズの期間に合わせ、現買収防衛策基本方針と同様、3年間としております。

当社は、上記議案について本定時株主総会において承認が得られた場合には、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策の導入（更新）を当社取締役会で決議し、これを公表する予定です。

なお、現在、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、(イ) 当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、(ロ) 当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、(ハ) 当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

(1) 当社の企業理念について

当社は「生活文化創造集団」を企業理念として掲げております。すなわち百貨店事業を核に、常にお客様とともに「GINZA」を体現する企業グループとして歩み続けております。

(2) 当社の企業価値の源泉について

上記のとおり、当社は「生活文化創造集団」の企業理念の下、主に都市生活者に上質で洗練されたライフスタイルを提案することを通じて、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、常に時代の最先端のファッションや文化が集積し、かつ伝統と革新性を兼ね備えた独特の文化を有する世界有数の商業地域、銀座の中で 100 年にわたり店舗を構え、「銀座らしさ」というものを基準に独自の店づくりをしてきたノウハウの蓄積にあり、これによる顧客満足の実現こそが当社の価値を向上させるものであります。これは、入れ替わりの激しい商業の最激戦区の中でも、長年にわたり地域を代表する百貨店という地位を維持し続け、主に都市生活者に対して銀座に相応しいステイタスを体現する価値－消費価値、文化価値－を提供するノウハウと言えます。そして、これによる顧客満足の実現が当社の価値を向上させるものであります。

(a) 消費価値の提供

銀座に期待されて来街される方々のご満足のために立地上のポテンシャルを最大化し、感度の高い都市生活者のライフスタイルを向上・洗練させる商品、サービスの提供に取り組んでまいりました。また、近年の消費の現場における急速なデジタル化の進展に対応すべく、顧客接点のオムニチャネル化の推進等により、利便性の向上にも取り組んでおります。このように、顧客体験価値の向上を追求し続けること、すなわち消費価値の提供が、当社の第一の使命であります。

(b) 文化価値の提供

銀座は世界に誇る都市型商業集積であるだけでなく、歴史的に西洋文化・ファッションの情報発信の場であり、劇場、画廊も多く集まる等、商業機能と文化機能の融合した個性的な街であります。銀座への来街者にとっての価値とは、銀座に相応しい消費価値、文化価値であると考えております。よって銀座の街の有する文化機能を継承し、文化・ファッションの情報発信をし続けること、すなわち文化価値の提供が、当社の第二の使命であります。

2. 企業価値向上のための取組み

近年、世界的には国家間の争いや国際情勢不安も続いており、国内においてもコロナ禍を経て人々の価値観が大きく変化しています。加えて不確実性が高く先が読みにくい時代となっていると当社では認識しております。このような時代に順応すべく、当社は 2025 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、新たな「経営計画『Global

Destination』となることを目指して」（以下、「本計画」といいます。）をスタートいたしました。（なお、本計画の詳細については、2025 年 4 月 14 日付の本計画に関するプレスリリースをご覧ください(<https://www.matsuya.com/corp/ir/>)。）。

本計画においては、従来の 3 年ごとの中期経営計画を廃止し、2050 年度までの長期的な視野で変化の激しい時代に対応しながら、単年度での目標を着実に達成し、成長を目指してまいります。

2050 年度までのメルクマールとして、2030 年度までに二段階のフェーズを設定しております。2025 年度から 2027 年度の第 1 フェーズでは、(株)MATSUYA GINZA.com との連携を強化しオムニチャネル戦略を推進いたします。これにより、国内外の顧客に対しより高い利便性と感動体験を提供することを目指してまいります。同時に、店舗・システム・不動産・人材への投資を実行し事業基盤の強化を図ってまいります。2028 年度から 2030 年度の第 2 フェーズでは、第 1 フェーズで構築した基盤をもとに、それまでの投資効果を最大化し、持続的な成長を目指してまいります。

当社は、銀座・浅草に密着した都市型百貨店、東京の地方百貨店として、唯一無二の社会的な価値を創造しながら、経済的価値を同時に追求していく企業となることを目指し、目標の達成に取り組んでまいります。

当社は、上記 1.に記載した企業価値の源泉を踏まえ、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として 2022 年 5 月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。経営の透明性の一層の向上と意思決定のさらなる迅速化を目的としており、取締役会の過半数を社外取締役（取締役会の 3 分の 1 以上を独立社外取締役）で構成することにより、経営に対する監督機能のさらなる強化を図っております。また、取締役の指名や報酬については、指名・報酬委員会により審議しておりますが、当該委員会の委員長を独立社外取締役とし（従来は代表取締役社長執行役員）、その構成メンバーの過半数を独立社外取締役とすることで、客観性、公正性を高めております。

社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、グループ監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を 1 年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

三 本買収防衛策基本方針の目的および内容

1. 本買収防衛策基本方針の目的

本買収防衛策基本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した本基本方針に沿って改定されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するため、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とする合理的な枠組みとして、本買収防衛策基本方針を改定することといたしました。

当社の 2025 年 2 月 28 日現在における大株主の状況は別紙 1「大株主の状況」のとおりです。

2. 本買収防衛策基本方針の内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本買収防衛策基本方針の概要

本買収防衛策基本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、下記(2)以下に定めるところに基づいた具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入（更新）を、本買収防衛策基本方針が承認された後の当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する大量取得行為を行う者が遵守すべき手続が存在することおよび当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とするものです。

なお、本買収防衛策基本方針の有効期間は、本定時株主総会終結後、3 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（本計画の第 1 フェーズの最終事業年度にあたります）に関する定時株主総会（2028 年 5 月開催予定）の終結の時までとします。

(2) 本プランの内容

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行おうとする者（以

下「買付者等」といいます。) に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様は当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（その詳細については下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと特別委員会の利用／株主意思確認総会

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述し、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、第 1 段階として、特別委員会規程（その概要については別紙 2 をご参照ください。）に従い、当社独立社外取締役のみから構成される特別委員会において、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合に該当するか否かについての判断を行い、これに該当すると判断する場合には、株主意思確認総会（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(f)に定義されます。以下同じ。）を開催して株主の意思を確認することを勧告し、第 2 段階として、かかる勧告を受けて取締役会は、株主意思確認総会を招集し、そこに対抗措置の発動を上程し、その判断を仰ぐこととします。ただし、特別委員会は大量買付行為が①本プランが求める手続を無視した買収（下記(4)記載の発動事由その 1）、②いわゆる東京高裁 4 類型に該当する買付（下記(4)記載の発動事由その 2(a)）、又は③強圧的二段階買付（下記(4)記載の発動事由その 2(b)）のいずれかに該当することが明らかであるとして、取締役会において対抗措置の発動を判断することが適切である旨の勧告を行った場合は、株主意思確認総会を経ずに取締役会決議により発動することがあります。

株主の皆様には、こうしたプロセスの過程を適時に情報開示を行うことにより意思決定プロセスの透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会の委員の氏名および略歴については別紙 3 をご参照ください。

(c) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者

等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、1 度の本プラン実行につき最大 50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、本必要情報および買付説明書の使用言語は日本語に限るものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、主要株主、主要業務、グループ組織図、財務内容（直近 3 ヶ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

の詳細等を含みます。)

- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- ③ 買付等の価額およびその算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価で買付を行う場合における対価の価額に関する情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、調達条件、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、ブランド戦略、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後 3 年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑥ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、合理的な回答期限を定めたうえ、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

買付者等は、情報提供期間および情報提供を完了した日から特別委員会が勧告を出すまで、又は株主意思確認総会を開催（下記(f)）する場合には同総会が対抗措置の発動の是非について決議するまでは、買付等を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の評価および検討、買付者等との交渉および協議、買付等に関する意見形成、当社株主に対する代替提案の作成および提示等、株主総会における意思確認を行う機会を与えていただくためです。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書および特別委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の

内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、特別委員会が定める合理的な期間内（原則として 60 日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める十分な情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 特別委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から特別委員会が要求する情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされた日から 30 日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、特別委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。

特別委員会は、特別委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、特別委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対して当社取締役会による代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、特別委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

特別委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、上記の手続を踏まえ、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他特別委員会が適切と考える場合には、特別委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項（下記③に従い特別委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

- (i) 特別委員会は、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち、発動事由その1又は発動事由その2(a)もしくは(b)のいずれかに該当し、かつ必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、特別委員会は、発動事由その1又は発動事由その2(a)もしくは(b)に該当する場合には、必要性・相当性の観点から特に次の点について慎重に検討を行ったうえで本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 株主、投資家の皆様に対する買付者等の情報提供状況2. 買付等の対価等の内容3. 買付者等による買付等の実現可能性4. 買付者等による買付等の株主、投資家の皆様に対する強圧性5. 当社取締役会による情報・資料、代替案の提示状況 |
|---|

- (ii) また、特別委員会は、買付等について下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(c)又は(d)の該当可能性がある判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関しあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告を行います。また、発動事由その2(a)もしくは(b)のいずれかに該当すると判断した場合においても、本新株予約権の無償割当ての実施に関しあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告を行うことができるものとします。

- (iii) 但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなり、又は必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されないと判断した場合

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見および特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することが出来るものとします。

③ 特別委員会が特別委員会検討期間の延長・再延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施の勧告又は株主意思確認総会招集の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行います（但し、延長・再延長する場合の延長期間は、原則としてそれぞれ 30 日間（合計 60 日間）を上限とします。）。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会から上記(d)①(i)又は②の勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本

新株予約権の無償割当ての中止を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。また、上記(d)①(ii)の勧告を受け、下記の(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(d)①(ii)に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告をした場合、又は(ii)(i)以外の場合（特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合を含みます。）において、買付等について発動事由その2(a)もしくは(b)の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（本書において「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。株主意思確認総会における株主様の意思の確認は、書面投票又はインターネットによる議決権行使による出席を含め総株主の議決権の3分の1以上を有する株主様の出席を定足数として、行使された議決権の過半数によって決するものとします。

特別委員会が上記(d)②に従い本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当社取締役会は原則として株主意思確認総会を招集しないものとします。

なお、当社取締役会は、上記(c)②の特別委員会による検討開始以降、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（検討開始の日から90日以内の日とします。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は以下のとおりです。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供および同(c)に定める特別委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等（当社

株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合を含みます。)である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当する場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案の内容（買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が、二1.(2)に示す「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」

といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹⁰、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹¹、(iv)

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本(iii)において同じとします。)の買付等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本(iii)において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるそ

特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者¹²（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙 4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。さらに、自らが特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別に定める日において、当該者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式

の者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(6) 本プランの有効期間（サンセット条項）

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、本定時株主総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2028年5月開催予定）の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止および変更等

本プランの導入（更新）後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本買収防衛策基本方針は当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されるものとします。また、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本買収防衛策基本方針に反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得たうえで必要に応じて本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年4月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 本買収防衛策基本方針および本プランの高度な合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本買収防衛策基本方針および本プランは、経済産業省および法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足し、また、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」が示す買収への対応方針・対抗措置に対する考え方にも合致するものとなっています。

すなわち、当社取締役会の同意のない企業買収を全て阻害する意図はなく、あくまでも、株主の皆様が株式を買付者等に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために必要となる十分な情報と時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことを通じて、株主共同の利益や透明性を確保することを目的としています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上のためのものであること

本買収防衛策基本方針および本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって改定・導入（更新）されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本買収防衛策基本方針は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決されることにより決定されます。そして、本プランは、本定時株主総会において本買収防衛策基本方針の承認可決の決議がなされた場合に導入（更新）されるものです。

また、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載したとおり、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際しては、①本プランが求める手続を無視した買収、②いわゆる東京高裁 4 類型に該当する買付又は③強圧的二段階買付のいずれかに該当することが明らかであるとして特別委員会が取締役会決議によるべきことを勧告する場合を除き、特別委員会の勧告に基づき招集される株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしております。

加えて、本買収防衛策基本方針および本プランには有効期間を 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議により本買収防衛策基本方針を変更又は廃止することが可能であり、かかる変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の買収防衛策基本方針に従うように速やかに変更又は廃止されることになり、その意味で、本買収防衛策基本方針および本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づく

ことになっております。

(4) 必要性・相当性の原則を充足していること

(a) 株主平等の原則

本プランは、発動時には、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しています。本新株予約権には、権利行使条件が付されており、特定買付者等は、原則として、権利行使が認められませんが、本新株予約権自体は特定買付者等を含めた全ての株主に割り当てられます。その意味では、本買収防衛策基本方針および本プランは、株主平等の原則を充足します。

(b) 財産権の保護

本プランの発動時に割り当てられる本新株予約権には権利行使条件が付されています。そのため、特定買付者等について、保有する株式の希釈化に伴う財産上の損失が発生する可能性があります。

但し、無償割当てされる本新株予約権には、譲渡制限が付されますが、これは特定買付者等が割り当てられた本新株予約権を一切譲渡できないことを意味する訳ではありません。すなわち、特定買付者等は、当社の承認の下に、割り当てられた本新株予約権を第三者に譲渡することによって、生じた財産上の損失を補填する余地があります。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本買収防衛策基本方針の改定および本プランの導入（更新）にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役3名以上により構成されます（なお、本プランの導入（更新）当初における特別委員会の委員の氏名および略歴については別紙3をご参照ください。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か、株主意思確認総会において株主の意思を確認すべきか等の判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として株主意思確認総会の招集を含む所定の決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされ、また、当社取締役会は特別委員会の判断および株主意思確認総会により確認された株主の意思を最大限尊重するものとされ、

当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)および 2.(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(7) 第三者専門家の意見の取得

上記 2.(3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(7)「本プランの廃止および変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は 1 年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(9) その他

(a) 随伴性のないライツプランには該当しない

本プランは、導入（更新）時点で新株予約権の発行を伴いません。従って、本プランは、導入（更新）時点の株主に対し新株予約権を割当てておく、いわゆる「随伴性のないライツプラン」には該当しません。

(b) 流通市場における株価形成を不安定にする要因を限定

本プランは、一旦、本プランの発動の決定がなされた後に、その発動が中止される可能性があります。しかし、上記 2. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)①(iii)の

ように、中止され得るケースを明確に示しております。従って、流通市場における株価形成を不安定にする要因を限定できているものと考えます。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本買収防衛策基本方針の改定および本プランの導入（更新）時に株主の皆様にご与える影響

本買収防衛策基本方針の改定および本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2.(3)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した特別委員会の勧告又は株主意思確認総会で確認された株主の意思を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに当社株式の割当対象株主の皆様との振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付

いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、特定買付者等については、割当てられた本新株予約権の権利行使が認められません。そのため、割当比率に応じて株式の希釈化が生じ、損害が発生する可能性があります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主・投資家の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

当社の大株主の状況

2025 年 2 月 28 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

順位	株主名	当社への出資状況	
		持株数 (株)	出資比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,627,400	8.71%
2	松屋取引先持株会	2,861,900	5.39%
3	(株)三菱 UFJ 銀行	2,483,000	4.67%
4	東武鉄道(株)	2,411,000	4.54%
5	東武シェアードサービス(株)	2,345,425	4.41%
6	(株)みずほ銀行	1,983,000	3.73%
7	大成建設(株)	1,900,000	3.58%
8	東京海上日動火災保険(株)	1,789,900	3.37%
9	松岡地所(株)	1,544,670	2.91%
10	(株)オンワードホールディングス	1,341,000	2.52%

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役の中から当社取締役会が選任する。特別委員会の委員は3名以上とし、取締役会は、社外取締役の同意を得て、社外有識者を特別委員会の構成員に加えることができる。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。なお、社外有識者の人数は特別委員会の半数以上となつてはならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、2028年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった特別委員会委員が、取締役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する（但し、①に定める本新株予約権無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。当社取締役会はこの特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 株主意思確認総会の招集
 - ④ 本プランの廃止又は変更（但し、変更については、本買収防衛策基本方針に反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

- ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、当社取締役会から提出された代替案の検討・提示
 - ⑥ 特別委員会検討期間の延長・再延長
 - ⑦ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書および特別委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内（原則として 60 日以内とする。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 特別委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
 - ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員略歴

○ 柏木 斉（かしわき ひとし）

【略歴】

1957年生まれ
 1981年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 1994年 4月 同社財務部長
 1997年 6月 同社取締役
 2001年 6月 同社取締役兼常務執行役員
 2003年 4月 同社代表取締役兼常務執行役員（COO）
 6月 同社代表取締役社長兼COO
 2004年 4月 同社代表取締役社長兼CEO
 2012年 4月 同社取締役相談役
 2016年 5月 株式会社松屋社外取締役（現任）、特別委員会委員（現任）
 （重要な兼職の状況）
 株式会社TBSホールディングス社外取締役
 キューピー株式会社社外取締役

○ 武藤 潤（むとう じゅん）

【略歴】

1959年生まれ
 1982年 4月 ゼネラル石油株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）入社
 2000年 7月 東燃ゼネラル石油株式会社ジャパンリージョナルエンジニアリングオフィス プロジェクトサービス マネージャー
 2002年 4月 同社ジャパンリージョナルエンジニアリングオフィス プロセスアンドイクイップメント マネージャー
 2002年 7月 同社アジアパシフィック エリアエンジニアリングオフィス イクイップメントテクノロジー マネージャー
 2003年 3月 同社和歌山工場長
 2004年 3月 同社取締役 和歌山工場長
 2006年 3月 同社代表取締役常務取締役 和歌山工場長
 2006年 4月 同社代表取締役常務取締役 川崎工場長
 2012年 2月 同社代表取締役常務取締役

2012年	6月	同社代表取締役社長
2017年	4月	JXTGホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員 社長補佐
2020年	6月	鹿島石油株式会社代表取締役社長
2024年	5月	株式会社松屋社外取締役（現任）、特別委員会委員（現任）

※ 柏木斉および武藤潤の両氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役の要件を満たす社外取締役であり、本定時株主総会においてその選任議案が承認可決された場合は監査等委員でない社外取締役となります。両氏については、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本定時株主総会後も同様とする予定です。両氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 中村隆夫（なかむらたかお）

【略歴】

1965年生まれ
 1989年 4月 日本銀行入行
 1996年 2月 株式会社デジタルガレージ取締役／CFO
 1997年 5月 同社代表取締役副社長／COO&CFO
 1999年 6月 株式会社インフォシーク代表取締役社長
 2009年 1月 鳥飼総合法律事務所入所
 2016年 1月 和田倉門法律事務所パートナー弁護士（現任）
 2019年 5月 株式会社松屋社外監査役、特別委員会委員（現任）
 2022年 5月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

和田倉門法律事務所パートナー弁護士
 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外取締役

○ 吉田正子（よしだまさこ）

【略歴】

1961年生まれ
 1980年 4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
 2009年 7月 同社京葉支店次長兼船橋支店長
 2011年 8月 同社旅行業営業部長
 2012年 7月 同社理事 旅行業営業部長
 2013年 6月 同社執行役員旅行業営業部長
 2015年 4月 同社執行役員千葉支店長
 2017年 5月 株式会社松屋社外取締役、特別委員会委員（現任）
 2018年 4月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員（四国エリア担当）

2021年	4月	同社常務執行役員
2022年	4月	同社常務取締役
2023年	4月	東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役（現任）、東京海上ウエスト少額短期保険株式会社非常勤監査役（現任）
2024年	5月	株式会社松屋社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役
東京海上ウエスト少額短期保険株式会社非常勤監査役
NSユニテッド海運株式会社社外取締役

※ 中村隆夫および吉田正子の両氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役の要件を満たす監査等委員である社外取締役です。両氏については、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

両氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

- 1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 上記 1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社

分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項 2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- ③「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。
- 2) 上記 1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第 8 条第 5 項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記 1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基つかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とす

る。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であつて、上記(4)3)および 4)の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記 1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別に定める日において、当該者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

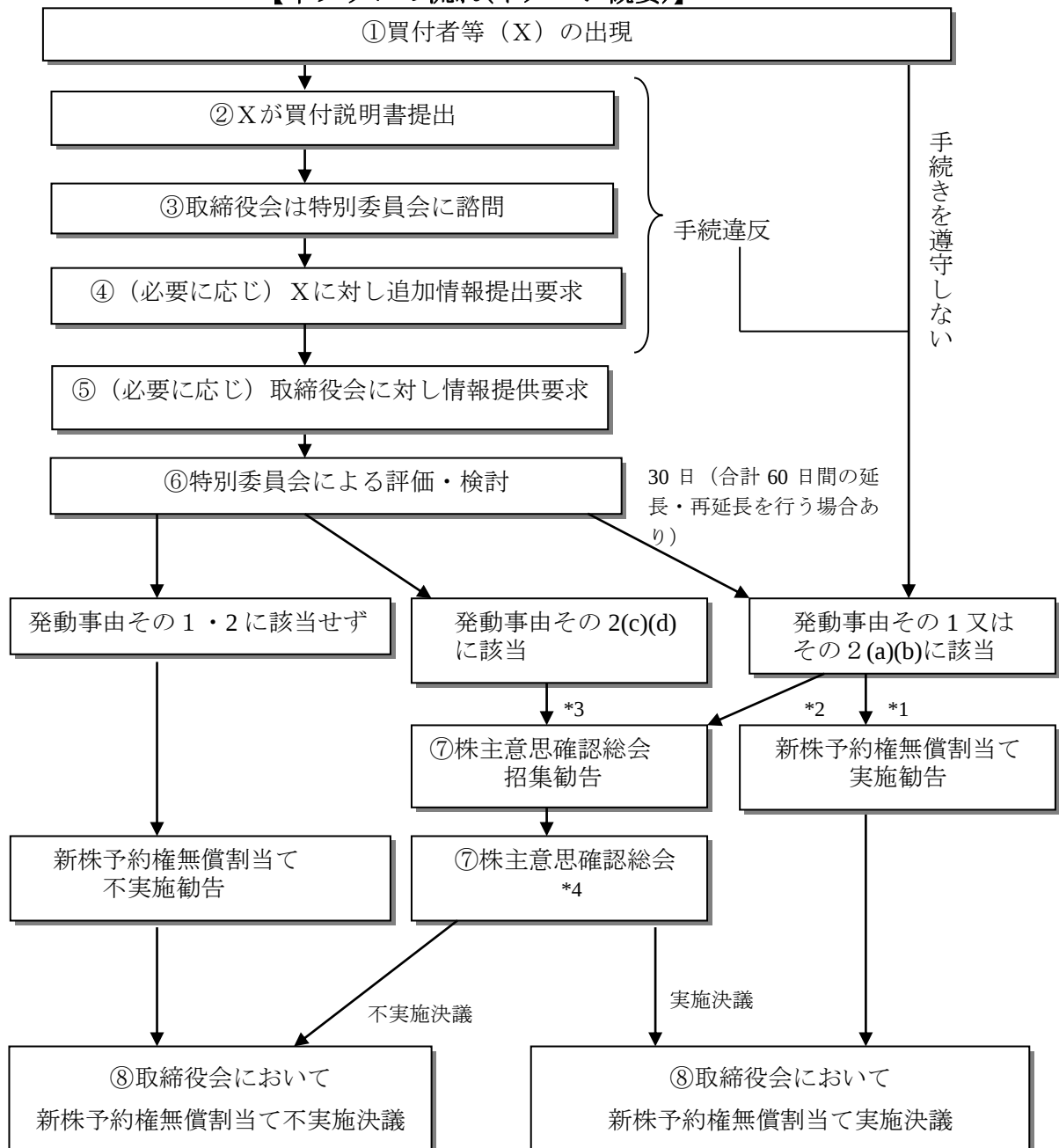
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2025 年 4 月 14 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

【本プランの流れ(イメージ概要)】



*1 特別委員会が発動事由その1又は発動事由その2(a)(b)に該当し、必要性・相当性の観点から新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断し、取締役会による決定を勧告した場合

*2 発動事由その2(a)(b)に該当すると判断した場合でなお株主意思の確認を得るべき旨の勧告をした場合

*3 発動事由その2(c)(d)の該当可能性があると判断し、特別委員会があらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告をした場合

*4 上記*2の場合のほか、当社取締役会が、一定の状況の下で株主総会に諮ることが適切と判断した場合

（注）上記フローチャートは、本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料です。本プランの詳細は本文をご覧ください。